

知って得する!

法律コラム



弁護士 松本達也

争族を避けるために遺言書作成を!

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。(2021年1月1日現在)

柏事務所:〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋巻番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所:〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

よつば総合法律事務所の弁護士の松本です。被相続人(お亡くなりになった方)の遺産分割において、親族間でトラブルになり「争族」となってしまう、兄弟姉妹が相続によって絶縁状態になってしまうことがあります。本日は、そのような「争族」トラブルを避けるための遺言書作成についてご説明させていただきます。

1 遺言書がないと「争族」に?

相続は、通常は人の死亡によって開始します。そして、遺言書がある場合は、原則は遺言書通りの内容で相続することとなります。民法では、各相続人の取り分として定められた割合(法定相続分)が定められていますが、遺言書がある場合は、この法定相続分に縛られることなく遺産を分けることが出来るのです。

では遺言書がない場合はどうなるかということですが、この場合は、通常相続人が遺産分割協議を行い、相続人全員の合意の上で、遺産分割協議書を作成し、遺産が分割されることとなります。ところが、相続人にはそれぞれの想いや感情(生前故人の面倒をほとんど見ていた、生前故人から多額の援助をもらっていた人がいた等)があるため、なかなか話がまとまらず、最終的には大きなトラブルに発展してしまい、兄弟姉妹が相続によって絶縁状態になってしまうことがあります。

2 トラブルを避けるために、遺言書を作成しましょう

遺言書は、誰に対して財産をどのくらい譲り渡すかを自由に決めることが出来ます。遺言書は被相続人の意思そのものであるため、遺言書がない場合は異なり、遺産を分割するのに相続人全員の合意は不要です。そのため、有効な遺言書を作成していれば、後に遺産をめぐるトラブルに発展する可能性を低くすることが可能です。

もっとも、遺言書の作成に当たっては注意すべき点が多数あります。

(1)形式面でのミスに気をつける

遺言書作成の際には、手書きで作成する自筆証書遺言と、公証役場で公証人が作成する公正証書遺言のどちらかが利用されることが多いです。

自筆証書遺言は、その全文や日付や名前を含めて自書(手書き)することが必要です(民法第968条1

項)。自書しなかった場合、その遺言は無効となってしまいますので注意が必要です。尚、財産目録について自書することまでは求められておりません(民法第968条2項)。また遺言の内容も、誰に、どの財産を、どれぐらいあげるかが第三者から見ても内容が理解できるように明確に記載する必要があります。

その他にも形式面で注意すべき点は多いため、自筆証書遺言の作成を検討されている場合は、作成した遺言書を一度弁護士に確認してもらうことをお勧めします。

(2)公正証書遺言での作成を検討する

自筆証書遺言を作成した場合に、その有効性をめぐって遺言無効確認訴訟という裁判になることが少なからずあります。公正証書遺言は、遺言者が公証人へ口頭で遺言の内容を伝え、公証人が遺言書を作成します。そのため、遺言の形式面でのミスや、偽造されたものであるとして後に争われる可能性を低くすることが出来ます。

費用は掛かってしまいますが、遺言書を作成する際には、公正証書遺言で作成することをお勧めします。

(3)遺留分に配慮した内容にする

遺留分とは、兄弟姉妹以外の法定相続人に与えられており、相続財産の一定割合を本来の相続人に確保する制度です。遺留分の権利を持つのは、法定相続人(兄弟姉妹を除く)、すなわち、配偶者と子供、あるいは父母(直系尊属)といった相続人ということになります。

そのため、仮に「愛人に全財産を遺贈する」というような遺言書があった場合であっても、遺留分の権利を持つ者は、その侵害された遺留分を主張することが出来ます。遺言書を作成するときに遺留分について配慮しておかないと、相続による親族間の争いを無くすという遺言作成の目的が果たせなくなってしまいますので、注意が必要です。

3 まとめ

以上のように、被相続人の遺産をめぐる争いが生じないようにするためには、遺言書の作成が有効です。もっとも、その遺言書の作成に際しては、注意すべきポイントがたくさんあります。遺言書の作成を考えている方、あるいは、身内の方が作成を考えているといった場合は、出来るだけ早いタイミングで一度弁護士に相談し、将来のトラブルに備えましょう。